

中小総研

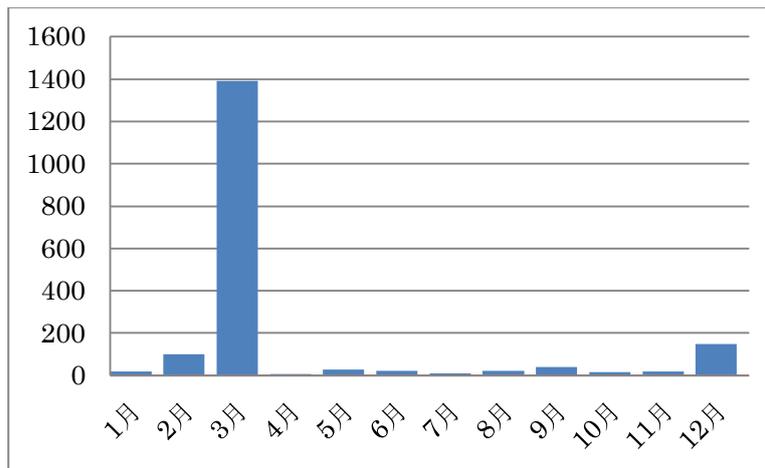
決算月を考える (IRSME14012)

平成 26 年 10 月 15 日 山本 貢郎

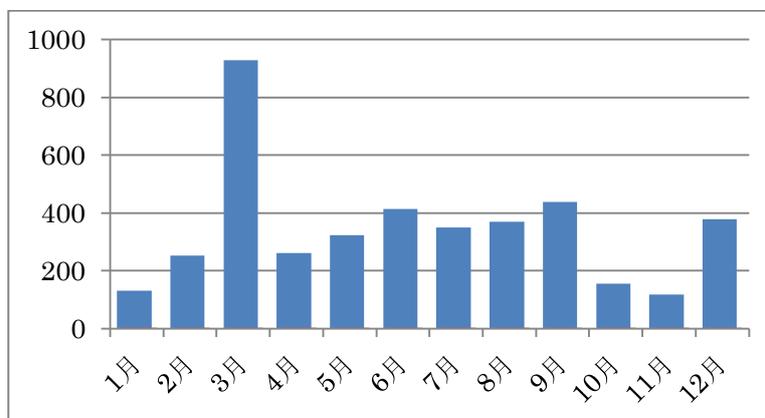
決算月はどのように決めているのか、という質問に対し経営者の多くが「先代の時からこの月でやってきた」「事業を始めた月だから」「個人事業の時からの流れで12月にしている」「3月決算が一般的だから」など、固定化した概念を持っているようだ。そこで、今回は企業にとって最適な決算月の選択方法について考察する。

■ 決算月の分布状況

東証一部上場企業 1,824 社では、図 1 のとおり 3 月決算の企業が 76.3% を占めているが、中堅中小企業ではどうだろうか。図 2 は中小企業総合研究所が調べた中小企業約 4,119 社の決算月のデータである。



(図 1 東京証券取引所 1 部上場企業 n=1824 社 平成 26 年 8 月時点)



(図 2 中小企業 n=4119 社)

平成 26 年 10 月 15 日

(IRSME14012) 決算月を考える

大企業と比べるとばらつきはあるものの、やはり中小企業でも 3 月決算の企業が多く、割合では 22.5% を占めており、4 社に 1 社が 3 月決算であった。次に多いのが 9 月の 10.7% であり、6 月の 10.1% と続いている。

決算月は任意に決められ、定款を変更して法務局と税務署に届出することで変更できる。現在の決算月が最適な時期なのか以下の点を参考に再考してほしい。

■ 中小企業の決算月を決める上で考えるべきこと

決算月を決める際には、以下の点を考慮する必要がある。

1. 会社の繁閑

事業に繁閑がある場合、繁忙期を決算月にするのか、期初（期中）にするのかで大きく異なる。建設業のような国や県など公共との取引がある企業では、3 月には予算を消化しようとする駆け込みが発生し、一年で一番売上が大きい月になる企業が多い。その場合、3 月を決算月にとすると、売上の追い込みはできるが、影響度や変動幅が大きいため予想を上回る利益が出てしまい、税金の支払いに苦労する。逆に予想を下回ると、3 月で調整しようとしていた年間の売上計画が未達成になってしまう。

期初や期中に繁忙期が来るように設定すると、予想が外れたとしても挽回できる期間が長く、売上向上施策の実施や税金対策を講じることができる。

また業務量も繁忙期と決算業務が重なると、決算処理や株主総会の準備と伝票処理や在庫管理が重なり管理業務がパンクしてしまうこともあるので注意が必要だ。

2. お金の流れ

次にお金の流れも重要である。決算の 2 か月後が法人税や住民税、事業税、消費税などの支払い期限になるが、他の支払いが多い時期と重なると資金繰りが厳しくなる。夏冬の賞与、源泉所得税を支払う 1 月や 7 月、労働保険料の支払いの 7 月などと重ならないように設定することで資金繰りを楽にすることができる。

3. 税理士

また、決算書作成を依頼する会計事務所は、個人の確定申告業務がある 2 月～3 月が繁忙期になる。法人の決算が 11 月や 12 月の決算になると個人の申告時期に重なってしまうため、決算前後に必要な税理士からのアドバイスが不足してしまう。個人の確定申告をあまり受けていない事務所もあるため、必須ではないが、年末近くの決算は避けた方が良いでしょう。事務所によっては、繁忙期を外すことで決算料を下げられる場合もある。

平成 26 年 10 月 15 日

(IRSME14012) 決算月を考える

4. その他

その他考慮する点として、税法の改正があげられる。税法の改正は 4 月 1 日から適用されることが多いため、消費増税時に小売業で混乱が起きたように、期の変わり目と法改正が重なり混乱することがある。一方、3 月決算以外にすると、期の途中で処理方法が変わるといった煩雑さが出てしまうため、業種によっては税法改正も考慮に入れる必要がある。また小売業や製造業などでは年末やお盆休みで生産や販売のラインを止めやすく、一斉の棚卸がしやすい月に決算を設定するケースも多い。

また別の角度から見ると、新卒を採用する場合の管理のしやすさを考慮し、教育機関の区切りの 3 月に設定することや、海外子会社がある企業では海外で一般的な 12 月決算に合わせることも検討の材料になる。

■ まとめ 決算月の変更のすゝめ

決算月は企業が任意に決めることができるため、決算業務の負荷や資金繰り、税理士との付き合い方を改善したい企業は、一つ的手段として決算月の変更を考えてみてほしい。

個人事業者の申告時期や会計年度、税金や保険料の納付時期はしばらく変わることがないだろうが、企業の業績には当然浮き沈みがある。また業務の繁閑も、メイン事業の衰退や新規事業への参入などにより、将来にわたって今と同じ時期が繁忙期とは限らない。

先の理由から 1 月から 6 月と 10 月から 1 月は会計年度や確定申告、その他の支払いと重なるため、6 月から 9 月の 4 か月間からその他の事情を考慮して決算月を設定するのが良いのではないかと思う。(了)